

奈良県環境影響評価技術指針（部会報告案）の概要（中間報告）

1. 経緯

環境影響評価技術指針は、奈良県環境影響評価条例（以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、環境影響評価を適切に行うために必要であると認められる技術的な事項に関する指針として策定されている。

平成23年4月の環境影響評価法の改正を踏まえ、奈良県においても条例改正について検討を行い、現在配慮書手続を盛り込む等の改正手続を進めているところである。

これに伴い、計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価に関する指針等、必要な事項を整備するため、環境影響評価技術指針を改正するものである。

2. 環境影響評価技術指針（部会報告案）の概要

1) 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価に関する指針（新設）

- 事業を実施する区域の位置、事業の規模又は事業に係る建造物等の構造若しくは配置に関する適切な複数案（以下「位置等に関する複数案」という。）を適切に示し、位置等に関する複数案を設定しない場合は理由を明記する。また、位置等に関する複数案を設定する場合は、位置又は規模に関する複数案を優先するよう努める。【第三条】
- 代替事業の実施により事業の目的が確保される等、事業を実施しない案を含めた検討が現実的である場合、これを位置等に関する複数案に含めるよう努めるものとし、含めない場合はその理由を明らかにする。【第三条】
- 計画段階配慮事項は、事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、事業の実施に伴って重大な影響を受けるおそれのある環境要素を選定する。【第四条・第五条】
- 計画段階配慮事項を選定するに当たっては、事業特性に応じて環境要因を適切に区分し、当該環境要因ごとに検討する。また、必要に応じ専門家等の助言を受けて選定するものとし、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を開示することに加えて、当該専門家等の所属機関の種別を開示するよう努める【第五条】。
- 「生態系」に関する調査・予測・評価の手法選定に当たっては、自然林等のまとも存在する貴重な自然環境を把握し、これに対する影響の程度を把握できるようにすること。（「生態系」以外の環境要素に関する手法選定は、基本的に方法書以降の手続に同じ。）【第六条】

- 調査は、原則として既存資料により実施し、必要に応じて専門家等からの聴取や現地調査等の方法により情報を収集する。予測は、可能な限り定量的に行う。評価は、位置等に関する複数案が設定されている場合には、当該複数案ごとの選定事項について、環境影響の程度を比較することにより行う。【第八条・第九条・第十条】

- 2) 環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法の選定に関する指針（一部改正）
 - 評価項目及び調査・予測・評価の手法の選定に当たっては、計画段階配慮事項の検討経緯を整理した上で、地域特性、事業特性を把握する。【第十二条】

 - 考慮の対象とする環境要素のうち、「騒音」を「騒音（周波数が 20 ヘルツから 100 ヘルツまでの音によるものを含む。）及び超低周波音（周波数が 20 ヘルツ以下の音をいう。））」とする。【第十三条】

 - 調査・予測・評価の手法の選定に当たっては、計画段階配慮事項の検討において収集した情報及びその結果を最大限活用する。【第十四条】

 - 調査・予測の手法の選定に当たっては、最新の科学的知見を反映するよう努める。【第十五条】

 - 評価項目及び調査・予測・評価の手法の選定に当たって、専門家等の助言を受けた場合は、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を開示することに加えて、当該専門家等の所属機関の種別を開示するよう努める。【第十九条】

- 3) 環境の保全のための措置に関する指針（一部改正）
 - 計画段階配慮において位置等に関する複数案の比較を行った場合は、環境保全措置の検討に当たって、当該複数案から位置等の決定に至る過程で、どのように環境影響が回避又は低減されているかの検討の内容についても明らかにする。【第二十三条】

 - 事後調査の項目及び手法の選定、事後調査の終了の判断、並びに事後調査の結果を踏まえた環境保全措置の実施及び終了の判断に当たっては、必要に応じ専門家等の助言を受ける等により、客観的かつ科学的に行う。【第二十四条】